

なごや地球ひろば買物ゾーン施設使用貸借契約書

施設所有者 独立行政法人国際協力機構 中部センター（以下「所有者」という。）と施設使用者 ○○○○（以下「使用者」という。）とは、所有者が管理する施設の一部使用に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（本契約）

所有者は使用者に対して、次条に定めるスペース（以下「本スペース」という。）を、本契約に定める条件により無償で使用することを許可し、使用者はこれを承諾する。

2 本契約は民法上の使用貸借を基本とするものであり、所有者が使用者に対して業務を委託するものではない。

3 使用者は独立した事業者として、自己の責任において本スペースの運営を行うものとし、当該運営に係る営業活動、取引及びその結果については一切の責任を負うものとする。

4 本契約に基づく本スペースの使用及び運営に関する具体的な条件、運営上の留意事項その他必要な事項については、附属書「運営条件確認書」に定めるものとする。

5 所有者は、本契約に基づく本スペースの使用に付随して、運営に必要な棚その他什器及び設備（以下「什器等」という。）を、無償で使用者に使用させることがある。

第2条（対象及び使用目的）

対象スペース及び使用目的は以下各号のとおりとする。

（1）対象スペース 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

独立行政法人国際協力機構 中部センター

なごや地球ひろば「買物ゾーン」

（2）使用目的 なごや地球ひろば「買物ゾーン」の運営

第3条（使用期間）

本契約の有効期間は、2026年○月○日から2027年3月31日までとする。期間満了後の更新は、双方協議の上、合意した場合に限り行う。

第4条（費用負担）

本スペースの使用に係る費用負担は、附属書「運営条件確認書」に定めるとおりとする。

2 商品の販売、仕入、金銭授受、税務処理その他営業に係る一切の費用及び責任は、使用者が負担する。

第5条（禁止事項）

使用者は、本スペースの使用にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（1）本スペース又はこれに付随する什器等について、第三者に転貸し、又は使用权を譲渡

すること

- (2) 所有者の事前承諾なく、本スペースの形状を変更すること
- (3) 所有者の名称、ロゴ等を許可なく営業目的で使用する
- (4) 所有者が使用者又は取扱商品を推奨、保証、認証していると誤認させる表示又は行為を行うこと
- (5) 所有者が定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等に関するガイドライン」の趣旨に反する行為を行うこと

第6条（責任及び安全管理）

使用者は、本スペースの使用又は運営に関連して、所有者又は第三者に損害を与えた場合、その一切の責任を負い、自己の費用と責任において解決するものとし、所有者に損害が生じたときはこれを賠償する。

2 事故、苦情、健康被害その他重大な事案が発生した場合には、速やかに所有者に報告し、その指示に従うものとする。

3 使用者は、本スペースの運営に伴う事故等に備え、施設賠償責任保険その他必要な保険に加入するよう努めるものとする。

第7条（解除及び解約）

使用者が次の各号のいずれかに該当する場合、所有者は何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 所有者の許可なく本スペースの使用目的とは異なる使用をしたとき
- (2) 本契約に違反し、又は本スペースの使用状況が本契約の趣旨に適合しないと認められるとき
- (3) 所有者の信用又は施設の公共性を著しく損なう行為があったとき
- (4) 法令違反又はそのおそれがあるとき
- (5) 使用者又はその役員、関係者が反社会的勢力に該当することが判明したとき

2 使用者は、自己又は関係者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを保証する。

3 所有者及び使用者は、90日前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができるものとする。

第8条（原状回復義務）

使用者は、本契約期間が終了したときは、直ちに本スペースを原状に回復し、所有者に返還しなければならない。

2 使用者は、契約終了に伴い必要となる一切の措置を、自己の責任において行う。

第9条（準拠法及び合意管轄）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法を準拠法とし、本契約に関して生じ

た紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上のとおり、本契約を締結したことを証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2026年 月 日

所有者 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

独立行政法人国際協力機構

中部センター

契約担当役 所長 上町 透

印

使用者

印

運営条件確認書

1. 背景

独立行政法人国際協力機構 中部センター（以下「JICA 中部」という。）は、国際協力や開発途上国に対する国内での理解や関心を深め、「国際協力を日本の文化に」すること、開発途上国への支援に携わる現在と将来の人材を育成していくことを目的として、市民参加協力事業を実施している。このうち、特に市民への国際協力に対する理解を深め、JICA 事業を含む国際協力への参加を促進することを目的とし、2009年6月1日、JICA 中部に、中部地域の国際協力の拠点として「なごや地球ひろば」をオープンした。

「なごや地球ひろば」は、体験型展示スペースやカフェ・レストランを併設する複合施設であり、「買物ゾーン」では、市民にとって一番身近な国際協力の手段の一つとしてフェアトレードを紹介・推進するためのショップを配置している。

本運営条件確認書（以下「本確認書」という。）は、本契約（なごや地球ひろば買物ゾーン施設使用貸借契約）に基づき、使用者が本スペースを使用するにあたっての運営上の留意事項及び基本的な条件を整理したものであり、所有者が使用者に対して業務を委託するものではない。

買物ゾーンは、フェアトレード、エシカル消費、SDGs 及び国際協力理解を促進する場であると同時に、運営事業者が持続的に運営できることが不可欠である。このため、本確認書は、JICA 中部の公共性及びコンプライアンス上必要な最低限の条件を定めつつ、使用者の日常運営、商品構成、販売方法、第三者商品の取扱い、手数料設定、試飲・試食、法人対応等について、使用者の経営判断と創意工夫を尊重することを基本とする。

本確認書において「飲食物等」とは、コーヒーその他フェアトレード・エシカル消費に関連する食品、飲料及びその関連商品をいう。

2. 買物ゾーン運営上の留意点・条件

- (1) 位置及び範囲： 買物ゾーンの位置及び範囲は、下図「なごや地球ひろば「買物ゾーン」位置図」に示すとおり。
- (2) 便宜供与：
 - ① 使用者は前号に示す範囲において、所有者が提供する本スペース並びに運営に必要な棚その他の什器等を無償で使用できる。使用者は、これら施設及び什器等について、善良な注意をもってこれを使用、管理するものとし、使用中に異常、破損等を発見した場合には、速やかに所有者に連絡する。
 - ② 本スペース及び什器等の使用に伴い生じた損傷等の取扱いは、本契約及び本確認書の趣旨を踏まえ、所有者と使用者が協議して定めるものとする。買物ゾーンのほか、使用者が利用できるなごや地球ひろば内関連施設は、控え室の一部、各階トイレ、市民

活動ルームとする。

- ③ 駐車場は、原則として1台分を使用できることとする。ただし、施設運営上の事情により使用が制限される場合がある。
- (3) 管理区分： 買物ゾーンの日常的な管理は、次の区分を基本とする。
 - ① 買物ゾーン範囲内の床および棚等の清掃、軽微な修理等通常の維持管理：使用者
 - ② 買物ゾーンに提供される電力・空調等なごや地球ひろば全体に係る維持管理：所有者
- (4) 運営時間帯： 買物ゾーンの営業時間は、なごや地球ひろばの営業時間の範囲内において、原則として11時00分から18時00分までとするが、所有者と協議の上、なごや地球ひろばの営業時間の範囲内での変更を可能とする。定休日は、なごや地球ひろばの休館日に準ずる。
- (5) 運営体制： 使用者は、買物ゾーンの営業時間中、物品管理及び来館者対応を行うスタッフ（運営責任者と兼ねることができる。）を1名配置する。当該スタッフは使用者の責任で確保することとし、所有者に届出る。また、スタッフを変更するときも同様とする。
- (7) 費用負担： 買物ゾーンの管理・運営に関する費用負担の考え方は下表「JICA 中部なごや地球ひろば「買物ゾーン」における維持管理の費用負担区分」による。
- (8) 売上金の管理： 買物ゾーンにおける販売により生じる金銭の管理については、使用者の責任において行うものとする。
- (9) 不具合等の対応： 買物ゾーン内施設及び什器等に不具合が生じた場合は、使用者は速やかに所有者に連絡し、対応について協議するものとする。
- (10) 災害等発生時の対応： 災害等の発生後に施設又は什器等に異常が認められた場合には、使用者は速やかに所有者に連絡するものとする。当該異常への対応については、状況を踏まえ、所有者と使用者が協議の上、対応方針を定める。
- (11) 公平な運営： 買物ゾーンの運営にあたっては、JICA 中部なごや地球ひろばが公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になるような運営はこれを慎む。また、心身障害者等の社会的弱者や高齢者が利用しやすく、イベント等に参加できるよう配慮する。また、近隣地域への対応にあたっては、地域社会の一員であることを認識し、誠意をもって対応し、地域振興に資する活動等に資する活動等についても、積極的に取り組む。
- (12) JICA 中部及びなごや地球ひろば関連他団体との連携： 使用者は、所有者が実施又は要請する防災訓練、各種イベント、監査、検査等に協力するものとする。

3. 使用者の運営裁量

使用者は、本確認書に記載する買物ゾーンの及び禁止事項に反しない範囲で、商品構成、販売方法、第三者商品の取扱い、手数料設定、試飲・試食、法人対応その他日常運営について、自らの経営判断により実施することができる。

所有者は、原則としてこれらを個別に事前承認しない。ただし、法令違反、食品衛生上の問

題、JICA の信用毀損、公共性の逸脱、近隣店舗その他第三者との重大なトラブルが生じ、又はそのおそれがある場合、所有者は使用者に対し、説明、改善、変更、中止又は撤去を求めることができる。

4. 取扱商品

使用者は、買物ゾーンにおいて、フェアトレード、エシカル消費、国際協力理解、開発教育、SDGs 理解、中部地域の国際協力活動等に資する商品を取り扱うことができる。

飲食物等は、開発途上国の生産者、国際的な取引、環境・社会課題、持続可能な消費等を来館者が身近に考えるきっかけとなる商品であり、買物ゾーンの目的に合致する取扱分野の一つとする。飲食物等については、原則として、包装済みの商品として販売するものとし、買物ゾーン内において調理又は飲食店営業に該当する提供を行うことは想定しない。

5. 第三者商品の取扱い

使用者は、買物ゾーンの目的に合致すると判断する第三者商品を、自らの経営判断により取り扱うことができる。所有者は、原則として、個別の第三者出品者又は商品について事前承認を行わない。

使用者は、第三者商品を取り扱う場合、出品者との間で、商品内容、販売条件、手数料、精算方法、苦情対応、法令遵守、JICA 名称等の無断使用禁止について確認する。確認方法は、契約書、確認書、電子メールその他合理的な方法によることができる。

所有者は、第三者商品又は出品者について、法令違反、公共性の逸脱、JICA の信用毀損、近隣店舗とのトラブル等が疑われる場合に限り、使用者に対して説明、変更、取扱中止等を求めることができる。

6. 販売手数料・企画参加料

使用者は、第三者商品の取扱いにあたり、販売手数料、管理手数料、企画参加料その他合理的な手数料を設定することができる。手数料率又は金額は、販売管理、在庫管理、決済、精算、棚管理、商品説明、広報協力等に要する負担を踏まえ、使用者が出品者との合意により定める。

ただし、これらの手数料は、施設、棚、区画又は什器の賃料、転貸料又は使用料として表示してはならない。

所有者は、通常時において、手数料率又は金額の事前承認を行わない。ただし、手数料の設定又は説明が、施設の転貸、JICA 施設の不適切利用、出品者との重大なトラブルにつながるおそれがある場合は、使用者に対して説明又は見直しを求めることができる。

7. 税務・会計処理

使用者は、買物ゾーンの運営に係る売上、仕入、委託販売、販売手数料、企画参加料、第三者出品者への精算、消費税、インボイス、帳簿、証憑類について、税務上適切に処理する。

使用者は、必要に応じて税理士その他専門家に確認するものとし、所有者に税務上の責任がないよう、自己の責任において対応する。所有者は、使用者又は第三者出品者の税務申告、消費税処理、インボイスの発行及び会計処理について一切の責任を負わない。

8. 食品衛生・食品表示

使用者は、飲食物等の販売（原則として包装済み商品の販売をいう。）並びに、so
理解促進を目的とした試飲、試食、食品サンプル提供等を行う場合、食品衛生法、食品表示法その他関係法令に基づき、必要な許可・届出・衛生管理・表示等を自己の責任で行う。

許可又は届出の要否が明確でない場合、使用者は、必要に応じて管轄保健センター等に確認し、その結果に従って対応する。

所有者は、使用者による食品衛生上の許可・届出・表示・衛生管理の実施状況について、個別に関与し、又は保証するものではない。ただし、食品衛生上の問題又はそのおそれがある場合、使用者に対し、説明、改善、販売方法の変更、試飲・試食の停止、商品の撤去等を求めることができる。

9. 飲食物等の販売・紹介

使用者は、買物ゾーン内において、飲食物等の販売、商品説明、POP、ミニ展示、試飲・試食、ギフト提案、法人向け問い合わせ対応等を行うことができる。

ただし、買物ゾーンは飲食店又は喫茶店として運営されるものではなく、フェアトレード、エシカル消費、SDGs 及び国際協力理解を促進するための商品紹介・販売スペースとして運営する。

使用者は、近隣店舗又は他社商品を批判すること、「近隣店舗より優れている」「近隣店舗より社会貢献になる」等の比較表現を行うこと、JICA が使用者又は使用者の商品を推奨、保証、認証しているとの誤解を招く表示を行うこと、近隣店舗の顧客を意図的に誘引する販売促進を行うこと、買物ゾーンを主として飲食サービスを目的とする店舗として運営することをしなくてはならない。

10. 試飲・試食

使用者は、飲食物等への理解促進及び商品説明のため、買物ゾーン内での消費に限り少量の試飲・試食を実施することができる。

使用者は、試飲・試食の実施にあたり、食品衛生法その他関係法令に基づき必要な許可・届出・衛生管理を自己の責任で行う。

試飲・試食は、近隣店舗の営業を不当に妨げる態様、又は近隣店舗との比較・批判・顧客誘引を目的とする態様で行ってはならない。

所有者は、食品衛生上の問題、近隣店舗とのトラブル、来館者からの重大な苦情等が生じ、又はそのおそれがある場合に限り、使用者に対して実施方法の見直し又は一時停止を求めることができる。

11. 法人対応

使用者は、買物ゾーンで取り扱う商品について、法人、学校、団体等からの購入、ギフト、研修教材、イベント配布品等に関する問い合わせに対応することができる。

また、使用者は、フェアトレード、エシカル消費、SDGs、国際協力理解の普及に資する範囲で、法人・団体向けの商品提案を行うことができる。

ただし、買物ゾーンは、JICA 施設内の公共性を有するスペースであり、使用者の一般的な法人営業拠点として設置されるものではない。法人対応は、買物ゾーン内で同ゾーンの目的と整合する範囲で行うものとし、JICA の名称、信用、施設利用上の便益を、使用者の営業上の信用補完又は顧客獲得のために不適切に利用してはならない。

使用者は、自らの営業資料等において、事実関係として「なごや地球ひろば買物ゾーン運営者」である旨を記載することができる。ただし、JICA による推奨、保証、認証を意味しない注記を付すものとする。

12. JICA 名称・ロゴ・施設名の使用

使用者は、所有者の事前承諾なく、JICA の名称、ロゴ、施設名、写真、職員名、事業名等を、商品、包装、広告、ウェブサイト、SNS、法人営業資料等に使用してはならない。

ただし、使用者が自らの事業説明において、事実関係として「JICA 中部なごや地球ひろば買物ゾーン運営者」又はこれに類する表現を用いる場合は、所有者と事前に表現を確認した上で使用できるものとする。その場合も、JICA が使用者又は使用者の商品・サービスを推奨、保証、認証しているとの誤解を招いてはならない。

13. 近隣店舗等への配慮

使用者は、近隣店舗その他第三者の営業を不当に妨げる行為を行ってはならない。特に、近隣店舗前、共用部又は JICA 中部外周での呼び込み、近隣店舗利用者を対象としたチラシ配布、近隣店舗又は他社商品との比較広告、近隣店舗の利用を否定する表現、近隣店舗の営業・動線・行列・利用者滞留に支障を与える行為を行ってはならない。

14. 報告

使用者は、買物ゾーンの運営状況について、原則として毎月の定例会議における口頭報告に加え、年1回(3月)、所有者に文書にて簡易な報告を行う。

報告内容は、主な取扱商品の傾向、第三者商品の取扱いの概況、運営継続上の課題、重大な苦情・事故・近隣店舗トラブルの有無、所有者への相談事項を基本とする。

所有者は、通常時において、個別商品の売上、出品者別の精算額、手数料収入、税務処理、仕入先情報等の詳細な提出を求めない。ただし、公共性、法令遵守、食品衛生、JICA の信用、近隣店舗との関係に関して問題が生じ、又はそのおそれがある場合は、必要な範囲で説明又は資料提出を求めることができる。

15. 苦情・事故対応

使用者は、買物ゾーンの運営に関して、来館者、出品者、近隣店舗その他関係者から苦情、問い合わせ、事故報告を受けた場合、自己の責任で誠実に対応する。

重大な苦情、事故、健康被害、法令違反のおそれ、近隣店舗とのトラブル、JICAの信用に関わる事案が生じた場合、使用者は速やかに所有者に報告する。

所有者は、必要に応じて使用者に対し、対応状況の説明、再発防止策、販売方法の変更、商品撤去、試飲・試食停止等を求めることができる。

16. 緊急・救急の対応

- (1) 災害及びなごや地球ひろば買物ゾーン内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合には、使用者は、状況に応じて必要な対応及び救護を行うとともに、関係部署への速やかな通報及び所有者への報告を行う。
- (2) 災害その他の事故等が発生した場合には、使用者は、利用者の安全確保を第一に、状況に応じて可能な範囲で、避難誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) 災害等への対応は市が定める名古屋市地域防災計画を踏まえて対応する。
- (4) 使用者は、災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、スタッフに周知徹底するなど非常時の対応について十分な体制整備に努めるものとする。

17. 転貸・再委託の禁止

使用者は、買物ゾーン、棚、区画、什器、設備その他施設の全部又は一部を第三者に転貸し、使用权を譲渡し、又は第三者に独立した営業を行わせてはならない。

使用者は、買物ゾーンの運営の全部又は主要部分を第三者に委ね、又は第三者に行わせてはならない。ただし、第三者商品の委託販売、共同販売、企画展示販売又は企画棚方式による取扱いは、使用者が販売・管理責任を負う限り、前述の禁止には該当しないものとする。

配送、清掃、会計処理、POP作成、ウェブ管理等の補助的業務を外部に委ねることはできる。ただし、その場合も使用者は本スペース運営上の責任を免れない。

18. 改善要求・中止要求

所有者は、本確認書違反、法令違反又はそのおそれ、食品衛生・食品表示・品質・安全性の問題、税務・会計処理上の重大な問題の疑い、JICA又はなごや地球ひろばの信用毀損のおそれ、近隣店舗その他第三者とのトラブル、来館者からの重大な苦情、法人営業又は広報におけるJICA推奨・保証・認証との誤認のおそれ、その他公共施設内の運営として不適切と認められる事情がある場合、使用者に対し、説明、改善、変更、中止、撤去、再発防止策の提出を求めることができる。

使用者は、所有者から改善要求又は中止要求を受けた場合、速やかに対応する。

19. 契約終了時の処理

契約終了時、使用者は、所有者の指示に従い、商品、在庫、私物、掲示物等の撤去、什器・設備・備品等の返還又は原状回復、第三者出品者との精算・在庫返還・取扱終了処理、未対応の苦情・返品・事故等の処理、必要な範囲での最終報告を行う。

使用者は、第三者出品者との関係について、契約終了後も自己の責任で精算その他必要な処理を行う。

20. 協議

本確認書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、所有者及び使用者は、買物ゾーンの公共性、運営継続性、使用者の経営自由度、来館者保護及び JICA の信用保護を踏まえ、誠実に協議して解決する。

以上

